## 第57号



## 主な内容

●会長あいさつ・・・・・・	•	•	•	•	•	•	1
●各種許可・届出の審議状況・		•			•		1
●令和4年度定例総会開催予定			•	•			1
●インタビューこの人・・・・	•	•	•	•	•	•	2
●農地法の申請について・・・		•			•		3
●農業者年金について・・・・			•	•			4
●所有者が分からない農地の							
貸し借りについて					5	~	6
●農地パトロールの結果・・・						•	7
●全国農業新聞について・・・							7

## 「千切り大根の日」

2月17日は「千切り大根の日」です。東日本では「切り干し大根」と呼ばれていますが、まったく同じものです。千切り大根の生産が2月に最盛期を迎えることと、「千」の字を「二」と「1」に見立て、「切」の字の「七」とを合わせて2月17日としたものです。

大根を細切りにして乾燥させたのが「千切り大根」。乾燥させることで甘みが増し、うま味と栄養価が凝縮します。中でも、『リグニン』という不溶性食物繊維が豊富です。『リグニン』は便の量を増やして、腸のぜん動運動を促してくれるので便秘改善に効果的です。

また、コレステロールを体外に排出して動脈硬化の予防も期待できます。

## ご挨拶





上げます。 業振興に格別なご支援を賜り心より感謝申し 日頃より農業委員会の業務推進ならびに農

新型コロナウイルスの感染が世界中に広が

日本国内はもとより、

県内においても連

## 各種許可・届出の審議状況

ご協力をいただきながら、より地域に密着し

た活動をしていきたいと思います。

農業者の代表として、

関係機関等のご支援

は、これまで以上に幅広い活動に取り組み、 を図るための基盤整備を行っています。今後

(令和3年1月~令和3年12月)

	種別	件数	面 積(m)
	農地法第3条許可 (農地賃貸借・売買等)	53	171,449.08
許	農地法第4条許可 (農地転用)	15	14,086.00
可	農地法第5条許可 (権利を設定・移転し転用)	28	29,246.89
	農用地利用集積計画 (認定農業者等への農地賃貸借・売買等)	137	262,635.00
届	農地法第4条届出 (市街化区域の農地転用)	10	3,515.00
出	農地法第5条届出 (市街化区域の権利を設定・移転し転用)	125	53,148.03

農の集約化、

遊休農地の解消等生産性の向上

関係機関と連携し、担い手への農地集積、

営

地の増大等様々な問題を抱えています。農業

者の高齢化や担い手・後継者不足、耕作放棄

ます。一日も早い終息をご祈念申し上げます。 息のめどはついておらず事態は深刻化してい の接種は第3回まで進んできておりますが終 日の感染報告がなされております。ワクチン

さて、

今日の農業を取り巻く環境は、農業

委員会では、このような状況を踏まえ、市や

## 令和4年定例総会開催予定

	申請締切	開催日
4月	令和4年4月15日(金)	令和4年4月28日(木)
5月	令和4年5月13日(金)	令和4年5月30日(月)
6月	令和4年6月15日(水)	令和4年6月28日(火)
7月	令和4年7月15日(金)	令和4年7月29日(金)
8月	令和4年8月15日(月)	令和4年8月29日(月)
9月	令和4年9月15日(木)	令和4年9月27日(火)
10月	令和4年10月14日(金)	令和4年10月28日(金)
11月	令和4年11月15日(火)	令和4年11月28日(月)
12月	令和4年12月15日(木)	令和4年12月27日(火)
1月	令和5年1月13日(金)	令和5年1月30日(月)
2月	令和5年2月15日(水)	令和5年2月28日(火)
3月	令和5年3月15日(水)	令和5年3月28日(火)

## 申請から許可まで

許可書が発行されます。 請締切月のおおむね翌月末に県からの く申請 (転用申請)につきましては、申 である農地法第4条及び第5条に基 非農地証明願いなど)が、県知事許可 第3条第1項の規定による許可申請 日で許可書を交付しています (農地法 許可申請については、 総会後2~3

にお立ち寄りください。 随時相談を受けていますので、 添付書類、 (担当が不在の場合もありますので、 申請に係るスケジュール等 お気軽

法第64条第1項等)。

農業委員会では、申請書の書き方

等の罰則が科されてしまいます(農地

事中止や現状回復命令、

てしまうこともあります。

許可を受ける前に行った行為は、

、さらには懲役った行為は、工

とされていますが、申請内容や書類

おおむね40日以内に行うこと

転用申請においても、

申請から許

不備等により、それ以上に時間がかかっ

ますと幸いです。)



アボカドを栽培しています。 ため、ピンカートン、ベーコン等、

何本か枯らしてしまいました。

去年はハウス内の温度管理が上手くいかず、

受粉は、現在は手作業で行っています。



也さん

## (55歳)

## 日向市生まれ、日向市育ちで25歳から と、一人で農地を探すのは難しかったと思い 自宅から近い農地に決めました。今考える 行い、最終的に交通の便や日当たりが良く 財光寺を中心に10件以上農地の交渉を 化推進委員へ相談をしたところ、一緒に探 してくれることになりました。塩見、富高 に大変でしたが、知り合いの農地利用最適 農業経験もないため、農地取得は本当

# ④ビニールハウスの建設を今の場所に決め

## ⑤今後の展望は

0歳からは父に代わって経営もしています。 30年間、住宅設備に携わっています。5

ます。

り自己紹介をお願いします

実家も農業はしていないので、農地も農業

経験も無かったです。

②アボカドの栽培を始めたきつかけは

会社経営をしている友人たちと、今の事

から1月末までで、大きさはマンゴーのL玉 アボカドを収穫することです。 ウスを建設中で、完成後は100本程定植 をします。目標は、年間2000個以上の 品種にもよりますが、収穫時期は9月 現在、新たに取得した農地にビニールが

ドとして販売していきたいと思っています。 ネット販売を中心に、贈答用の国産アボカ ています。なので、ふるさと納税やインター だけるよう、丁寧に栽培することを心がけ 大切な方への贈り物として手に取っていた

農業分野に参入を決めました。3年前か

アボカドのブームが来るかもしれないと聞き ことをよく話していました。その話題の中で、 業プラスアルファ、何か事業をしたいという

ぐらいです。

ら準備にかかり、

知人のハウスを借りてア

ボカド等果樹のポット栽培を始めました。



投光器、ストーブを準備しました。また、

しまうため、ビニールハウス内に、

電熱線と

アボカドは摂氏4度以下になると枯れて

1種類だと受粉が上手くいかず結実しない

6種類の

③どのように栽培していますか



## ①多肉植物の栽培を始める前は看護師を していたそうですね。

したところ空いている農地があるとの事で

かけした方が農業をしており、事情を話

快く貸してくださいました。借りた農地は

のが大変でした。 で働いておりましたが、薬の種類を覚える を卒業しました。卒業後は、宮崎の病院 日向市に生まれ育ち、 市内の看護学校

足しています。

日当たりが良く、整地も済んでいたので満

## ②多肉植物の栽培を始めたきつかけは。

うこともありました。 していましたが、始めた頃は枯らしてしま 栽培を始めました。趣味で植物の栽培を 家の南側に庭があり、そこで多肉植物の

ニールハウスを建てようと思いました。 えていきました。庭では手狭になったためビ から栽培方法を教えてもらうと、数が増 しかし、多肉植物に詳しい多くのブロガー

## ③どのように栽培していますか。

に栽培を始めて良かったと思っています。

葉が多いです。 り、発芽率が落ちるため、挿し木、挿し 種から育てるとどうしても時間がかかった 外国から輸入した種を使っています。しかし、 やしていきます。種は自分が栽培した物と 多肉植物は、種、挿し木、挿し葉で増

この中から、形、大きさ、色味の良い物を 品種があり、様々な交配を行っています。 現在、ビニールハウスには1000以上の

## 多肉植物栽培家 髙橋友美さん 自分で名前を付けていいとのことなので自

選別して販売しています。販売する物には

## ④ビニールハウスを今の場所に決めたきつ かけは。 由に付けて販売しています。 農地を探していたところ、最初に声をお

## ⑤今後の展望は

そうする事によって価値が上がっていきます。 びていけば、ハウスの増設を考えています。 こうと思っています。売り上げが順調に伸 とつ水をやり、手をかけて育てています。 で手をかけてあげたいからです。ひとつひ 今後もインターネットを中心に販売してい 栽培した物はお客様に渡すまで、最後ま かけています。今、とても幸せです。本当 多肉植物の栽培が好きで毎日ハウスに出 小売店での販売は考えていません。私が



# 農地法の申請について

## **愿地法の目的は食料の安定供給**

の規制 ①農地を農地以外のものとすること とを基本的な考え方としています。 る食料の安定供給の確保に資するこ 産の増大を図ることで、国民に対す 耕作者の地位の安定と国内の農業牛 農地法では、次の①~③により、

③農地の農業上の利用を確保するた よる地域との調和に配慮した農地に ②農地を効率的に利用する耕作者に めの措置の実施 ついての権利取得の促進



## 農地の権利を有する者の責務

らない」旨の責務規定が設けられて を有する者は農地について、 え方が「農地はみずから所有するこ 法改正により、農地法の基本的な考 います。(農地法第2条の2) つ効率的な利用を確保しなければな これは、平成21年12月の農地 「農地の所有者または賃貸借権等 適正か

## ①農地の売買、贈与、 交換、貸借等の許可

となります。 す。この行為を受けない契約は無効 く農業委員会会長の許可が必要で どには、農地法第3条第1項に基づ 農地の売買、贈与、交換、貸借な

未満の場合 アール(東郷町地域は40アール) 取得後において経営面積が50次の場合は許可できません。

- と認められない場合 ・取得後に、農作業に常時従事する
- ・取得した農地のすべてを耕作する
- るおそれがあると認められる場合 と認められない場合 率的かつ総合的な利用に支障が生ず ・取得後に地域における農業上の効

## ②農地の転用

許可が必要です。 地法第5条第1項に基づく県知事の 合は、農地法第4条第1項または農 使用することです。農地転用する場 材置場、 農地の転用とは、農地を住宅や資 駐車場など耕作目的以外で

農地法	許可が必要な 場合	許可申請者	許可権者
第 4 条	自分の農地を 転用する場合	転用を行う者 (農地所有者)	
第 5 条	事業者等が農 地を買って (又は借りて) 転用する場合	売主(貸主) (農地所有者) と 買主(借主) (転用業者)	県知事

## まずは農業委員会 にご相談ください

農地を買いたい(売りたい)方 農地を借りたい(貸したい)方 農地を転用したいと考えている方

## 次の場合は許可できません。

域計画区域内の農用地区域や過去に 土地改良事業が行われた農地 ・転用を希望する農地が農業振興地

画法等、 ・転用事業を行うにあたり、 他の法律の許可の見込みが

都市計

・転用事業を行う資力がない

ない場合

に支障がある場合 ・転用する農地の場所が周辺の耕作

ことを想定して責務規定が設けられ

で農地の貸し借りによる利用が進む

用」へ変わったことに伴い、

同改正

とが最も適当」→「農地の効率的な利

## 非農地って何?

もかかわらず、次のいずれかに該当 し、現況が農地でないと認められ 土地登記簿の地目が農地である た

あったもの 1日)以前から農地以外の土 ①農地法施行(昭和27年1 0 地 月 で

地となっているもの 定する場合に該当し、 を除く)及び第5条第1項各号に規 ③農地法第4条第1項各号(第2号 ②自然災害による災害等で農地 て復旧が著しく困難な土地 農地以外の土 とし

難な土地 的にも農地として使用することが困 ④10年以上耕作放棄されかつ将



現地調査の様子

明を発行しています。 員会総会で承認されれば、 ていただき、現地調査を経て農業委 い場合には、非農地証明願を提出し 非農地であることを証明して欲 非農地

0円) (証明料300円、 現地調査料50 は支払いを受けた給与など)

が 9 0

万円以下であること。

②農業所得(配偶者、後継者の場合

見込まれること

の保険料納付期間などが20年以上 ①39歳までに加入し、60歳まで 3つの加入要件として、

ることです。

③左記の表1の区分1~5該当にす

# 農業者年金に加入しましょう

## 農業者年金のはなし 知らないと損する、

せん。 に60歳となり老後の不安を抱えた せんが、働いているとあっという間 若い農業者は考えているかもしれま まま農業を続けることになりかねま

報をお知らせします。 の一部を補助するといったお得な情 金に加入するメリットや国が保険料 そこで、 今回は、 早期に農業者年

「老後なんて、まだ先の話」・・・ 庫 補 年となっています。 とされ、アとイを通算して最長20 イ 補助要件を満たしている全ての期間 ア れる期間は、 35歳未満であれば保険料の なお、 35歳以上であれば10年以内 保険料の国庫補助を受けら

## 助を積極的に活用しよう 若い農業者は保険料の 若い農業者には、 次の3つ要件を 玉

して、 助を受ける期間の保険料は2万円に を受けられます。 制度)を受けられます。政策支援と 万円また6千円、 満たせば、手厚い政策支援 月額2万円の保険料のうち1 4千円の国庫補助 (ただし、 (補助金 国庫補

_							
区	国庫補助対象者(必要な要件)	被保険者負担額(国庫補助額)					
分	国庫補助対象有(必安な安計)	3 5 总	<b>走未満</b>	35歳以上			
1	認定農業者で青色申告者	1万円	1万円	1万4千円	6千円		
2	認定新規就農者で青色申告者	1万円	1万円	1万4千円	6千円		
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に 参画している配偶者または後継者	1万円	1万円	1万4千円	6千円		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満た す者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	6千円	1万6千円	4千円		
5	35 歳まで (25 歳未満の場合は 10 年以内) に区分 1 の者となることを約束した後継者	1万4千円	6千円				

表1 国庫補助対象者と月額保険料

	保険料の国庫補助 のない加入の場合				保険料の国庫補助を受ける加入の場合					
加入年齢	納付期間	性別	保険料 本人負 担総額	農業者年 金老齢年 金支給額 (年間)	保険料本 人負担分 総額	支給総額 (年間)	農業者老齢年金支給額	特例付 加年金 支給額		
20 歳	40 年	男性	960 万円	76 万円	744 万円	77 万円	55 万円	22 万円		
20 /100	40 4	女性	300 /311	64 万円	744 /3	64 万円	46 万円	18 万円		
30 歳	30 年	男性	720 万円	50 万円	588 万円	51 万円	39 万円	12 万円		
30 成	30 平	女性	120 / 1   1	42 万円	200 77 1 1	42 万円	33 万円	9万円		
35 歳	25 年	男性	600 万円	39 万円	528 万円	40 万円	34 万円	6万円		
33 成	25 年	女性	のの万円	33 万円	340 /J 🗍	33 万円	28 万円	5万円		

表2 農業者年金の支給額(年額)の試算(保険料月額2万円の場合)

## 早く加入するほどメリットは大きい

受けられます。表2を参照 庫補助が長く、より大きなメリットを したがって、加入年齢が早いほど国 他の公的年金をみても、

も、「保険料の国庫補助のない加入の 継承が必要です 補助部分の年金を受給するには、 い、または同等です。 を受ける加入」の方が年金支給額が多 場合」に比べて、「保険料の国庫補助 加入が可能ないずれの年齢層において 表2を見て分かるとおり、 (ただし、 政策支援 経営 国庫

加入者が納

国

業者年金だけです。 付する保険料に国庫補助があるのは農

> 除対象となります。 支払った保険料は全額社会保険料 0 控

ができます。 よる所得として公的年金控除を受ける事 年金を受け取るときには、 公的年金に

後の生活に備える 保険料の国庫補助を上手く活用すれば、 そのうち」と考えるかもしれませんが、 月々の負担を少なく、 「まだ、若く経営が安定しないの ご自身や家族の老 で、

のJA各支店にお問 会事務局か最寄り 相談は、農業委員 農業者年金の加入 ことが出来ます。 い合わせ下さい。 についてご検討下 加入についての ぜひこの機会に

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195 万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195 万円超 330 万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330 万円超 695 万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

表3 ※保険料控除分の節税額の目安(所得税・住民税・復興税特別所得税)

## 税制面で大きな優遇

です。制度発足以降18年間の運用利 運用益は非課税で年金原資として積み上 りの平均は、年率で+2.55%です。 がります。 積立方式・確定拠出年金で運用は安

を有

する者を確知できない農用

(地)に

いて

れば、

ば、

日 有

向市の要請に基づい

共有者不明農用地等(過半の共有持

共有者の1人が管理している 農地の貸借手続きについて

業委員会が不確知共有者(共有持分を

## ①日向市は農地中間管理機構が借り受け意 向があるかを確認

②日向市は農用地利用集積計画(案)を作成

- ③日向市長が農業委員会に不確知共有者の 探索を要請
- ④農地中間管理機構は判明している共有者 に「機構関連事業が行われる可能性がある

旨を」を説明

①判明している共有者に簡易書留による書 面で照会

②戸籍等を活用した探索

①権利設定しようとする農用地利用集積計 画の内容を公示(6か月)。インターネット でも公表

②公示期間中に異議がなかった場合は、不 確知共有者は計画に同意したとみなされる

①農用地利用集積計画のみなし同意の旨を 日向市及び農地中間管理機構に通知

②平行して、農業委員会は法第18条第1 項に基づく農用地利用集積計画の決定を行 うことが可能

0) 手続きを経て、 の が 困難で 年以上の 流 れは左図参照 あ 貸付、 0 た相 農 農 地 用 ま 中間に 続 未 た

配慮(省令第16条)」を行っ管理者)からの申出があればたい方(固定資産税の納税等) ŋ, 登 受けないことは適切ではないとされ 記 所有者不明であることを理 農 地 につ N て、 借り 納税等、 行う必 たい なば、「適 事実上 方、 定要があ 由 に借 (切な 貸

持分を有する者が1人で て農 係る公示」 は貸付そのも 管理機構へ貸し付けることができます。 (具体的な手続きの 法改正以前は5 者)を探索し、「共有者不明

する者であっ

7 確知することが できな

ています。

定され

た後で所有者が

見

がた権

解場が

除合設

か利

っ用

また、この手続きにより

でも、

そのことを理由に

利 0

用

権

されることはありません。

効活用できるよう、

、ますが、その手続きは正式に登記%活用できるよう、法改正も行われこのように、相続未登記農地でも

よう、法改正も行、相続未登記農地

て有

完了して

e V

、る農

地

依

然とし

が

日向市及び農地中間管理機構への

農業委員会

共有者の1人が市町村に農用地利用

日向市長

農業委員会に対し不確知共有者の探

索の要請(法第21条の2第1項)

農業委員会

農業委員会

共有者不明農用地に係る公示

不確知共有者のみなし同意

集積計画の申し出

不確知共有者の探索

(法第21条の3)

(法第21条の4)

通知

(法第21条の2第2項)

## 日向市

農用地利用集積計画の公告

困



農地中間管理機構への利用権設定

農地中間管理機構を通じて、最長で20年 間の貸借が可能

記農地、 まう可 業委員会事 も影響を与えてしまいます。 おむね10カ月以内に) 農業委員会に 相続登記はなぜ必要なの この届点 ŋ 生を防ぐためにも、 後に行うものとなっています。 出をすることとされています。 (地の権利を取得した場 相 いを行うことは非常に重要です。 利を取得したことを知った日から 後継者が不明な場合は、 所有農地について、 事 続未登記農地、 廃農地の発生は、 していくのか、 来世代の負担を増やさないた 地法第3条の3でも、 能 は さらには荒廃農 性も高いです。 出は、 お近くの農業委員、 ,務 法務局での相続 お 早 日 その ーめにご 農地に 飛農地 頃から家族で話 地と 誰 合、 周 相 が相 または農 こなっ 相 相 遅 辺 続 元続未登 農 登 滞 に に続し、ために より なく 地 て 記 完 お ŋ

合

が困難な場合もあります。する期日までに手続を完了させること 困難な場合もあります。 0 ただし、 期間を要するため、 この手 続きには 申出 最 習者の 低でも 希 望半

相続関係図(例)

望者として、

機構に登録します。

を結びつける公的制度です。

所有者は

八」と「農地を借りて農業をしたい人」

**邱中間管理機構とは** 

下図にあるとおり、

「農地を貸した

貸したい農地を、使いたい人は借受希

図1

であり、

農地バンクとも称します。

を見て両者をマッチングさせる仕

組 情

Z 報

農地中間管理機構が、この登録

## 所有者が分からない農地 借りについて

## 法改正前は •

の同意を得る必要がありました。何世代 は相続人の持分の内、過半を超える者 が進めづらい状況でした。 に大変な労力と時間がかかり、 意をとるべき相続人の数が多く、 も前から相続登記されていないと、 相続未登記農地の場合、貸借を行うに 以 前の農業経営基盤強化促進法では、 手続き 探索 同

## 相続未登記農地とは

その農地は相続人全員の共有となりま た際に、登記をそのままにしておくと、

続登記がされていない農地を相続 有者がねずみ算式に増えていきます。 (図1参照) このように、 登記名義人死亡後、 未登 相

記農地と称します。

農地の所有者 (登記名義人)が死亡し

その 後、 相続が繰り返されると、 共

## 利用権の長期設定が可能に **手続きの簡素化**

で農地中間機構へ貸付けを行うことが 続人 ( 共有者 ) の一人が、 行されてからは、 できるようになりました。 平成30年11月16日に法律 相続未登記農地の相 簡易な手続き が施

人の配偶者と子までに簡素化されると

ります。 農業経営基盤促進法上の手続きを、 ともに、 活用する、 には農地法上の手続きを取ることとな 20年と大幅に長期化され、 続きについてご紹介します。 放棄の場合を含む)や反対者がいる場合 有者が誰も分からない場合 (全員が相続 しやすくなりました。 共有者の誰か1人が分かっていれ 利用権の設定期間も5年から 今回は、 農業経営基盤促進法 農地中間管理事業を より活用 上 一の手 共

また、相続人の探索範囲も登記 名義

## 「参考」農地中間管理機構、農地中間管理事業とは?

農地中間管理事業とは、知事が認可した公的機関である「農地中間管理機構」が、農地を貸し たい所有者から農地を借り入れ、借り受け希望者へ転貸する仕組みです。



- ・機構は知事が認可した公的機関なので安心です。賃料 が確実に支払われます。
- ・要件を満たせば「機構集積協力金」が受けられます。
- ・契約期間満了後は確実に農地が戻ります。
- ・相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。ただし 税務署への届出が必要です。機構への貸付けは農業 者年金の経営継承に該当します。
- ・地域の農地が機構に集まれば、機構を通じて面的にま とまった農地を借り入れ、コスト低減や規模拡大など経 営改善につながります。
- ・個々の所有者と交渉する必要がありません。
- ・複数の地権者の農地を借りる場合でも機構を通じて借 りれば賃借料の支い先を一元化できます。

## 農地パトロール

農地パトロールで荒廃農地の実態を把握 令和3年11月1日(月) ~11月30日(火)/市内一円

農業委員会は例年夏から秋にかけて荒廃農地の実態把握と違反転用の発生防止を目的に、委員と職員が同行し、市内各地域の農地パトロールを行っていましたが、新型コロナウィルス感染拡大が収束しない状況が続いていたため、本年度は職員が同行せず、委員が担当地域を1ケ月かけて農地パトロールを行いました。

その結果、新たな再生可能な荒廃農地を約13ヘクタール発見しました。荒廃農地は、病害虫や有害鳥獣の発生原因となり、枯れ草になんらかの原因で火がつき原野火災の可能性もあり、周辺の住民や耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化につながる恐れがあります。

今回発見した荒廃農地は、所有者に耕作の 再開や農地中間管理機構の活用を促す利用意

向調査を行い、 適切な農地利用 の推進を図って いきます。



## → 編集後記 →

先日、美々津町の百町原を車で通っていると、この時期に最盛期を迎えている千切り大根の収穫が行われていました。宮崎県は日本一の生産量を誇り、様々な料理と相性が良いそうです。特に百町原は、太平洋からの乾燥した冬の風が細かく切った大根を乾燥させるのに最適とのことです。

千切り大根用の大根を見せてもらいましたが、スーパーで普段見かけるものの優に3倍はありそうな、かなり巨大なものでした。以前農家の方からいただいた時は、大根おろし、ぶり大根だけでは使い切れず、漬物にしてやっと食べ切れたのを思い出しました。

千切り大根は、天日干しすることで生の大根より栄養 価が増えておいしくなります。これからの季節、ぜひ食 べてみて下さい。

## 全国農業新聞

全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、農業者の公的代表機 関の農業委員会系統組織が発行している 週刊の農業総合専門誌です。週刊という 特徴を生かし、情報をつかみやすいよう に解説的にまとめています。

- ①わかりやすい農業・農政の解説
- ②みんなが知りたい経営・流通の最新情報が満載
- ③女性や担い手、新規就農者を応援
- ④スマホ・タブレット・PC でいつでも どこでも読める電子版を配信中。郵送 (新聞本紙)購読者なら無料で読めます。 https://agrionline.jp
  - ■毎週金曜日発行
  - ■購読料 月額700円 月4回発行
  - ■発行所 全国農業会議所

興味のある方は、農業委員会事務局へ 申し込みいただければ、全国農業新聞の 見本誌を郵送いたします。

購読のお申し込みはお近くの農業委員、 または農業委員会事務局へ 《ホームページ》

https://www.nca.or.jp/shinbun



編集・発行 日向市農業委員会 〒883-8555

日向市本町10番5号 日向市役所3階北側1番窓口

TEL:0982-66-1043 FAX:0982-52-0047

E-mail:nogvo@hvugacitv.ip